

「山口県光市母子殺害事件」がもたらしたもの

—その心理社会的考察—

友 廣 信 逸*

The Consequences of “ The Mother-child Murder in Hikari city”

—A Discussion from a psychosocial perspective—

Shinitsu Tomohiro

要 旨

いわゆる「山口県光市母子殺害事件」について、その概要を振り返り、社会的背景と本件が社会にもたらしたものの一端を整理した。併せて、本件被告人について、その家庭・生育環境を概観した。

はじめに

2008年4月22日広島高等裁判所において、いわゆる「山口県光市母子殺害事件」の被告人である元少年に死刑判決が言い渡された。

事件は、それより9年前にさかのぼる1999年（平成11年）4月に起こった。

詳細は本文中に記載するが、犯行当時18歳の少年により、当時23歳の女性と生後11ヶ月の幼児が殺害されたもので、第1審の地裁が無期懲役の判決を下し、検察側が控訴したが第2審の高裁も「1審判決を支持」した。

しかし検察側はさらに最高裁判所に上告。2006年（平成18年）6月に、最高裁が2審判決を「破棄差し戻し」して社会的な注目を集めていたものである。

この事件については、被害者の遺族である本村洋氏が、強く遺族感情を訴え、新聞テレビ等のマスコミも繰り返し報道し、遺族の立場・権利を擁護する社会的な潮流につながった。また犯行当時未成年であった少年（被告人）に対する刑罰をめぐる、死刑の是非に関する話題にもつながり、我が国の裁判史上、大きな転換をもたらしたとも言える。

そこで、本稿を執筆している現時点では、先の高裁の死刑判決に対して上告中であり、いまだ判決の確定には至っていない状況ではあるが、この事件と被告の審理を巡る経緯を整理し、さらにその社会的背景に関する検証と考察をおこない、併せてこの被告人（元少年）の生育環境や犯行時の心理状態について検討を加えたい。

I 事件及び審理の経過及び概要

- 1 残忍でおぞましい結果をもたらした事件は、1999年（平成11年）4月14日に発生した。

山口県光市の会社員本村洋氏（当時31歳）のアパートで、妻の弥生さん（当時23歳）と長女の夕夏ちゃん（当時11ヶ月）が遺体で発見された。4月18日、山口県警は、殺人容疑で同市内に住む当時18歳の少年を逮捕した。（犯行当時、この少年は18歳1ヶ月であり、当然少年法の対象下にあった。マスコミ報道等は、匿名報道とされ、その後の「最高裁の破棄差し戻し審」や「高裁での死刑判決」の報道等の際にも“（被告である）元少年”という表現を用いることが多かった。一部雑誌等の中には、一般の少年事件報道に用いられる「少年A」と標記していたものもあるが、「少年A」は神戸児童連続殺傷事件の代名詞として使われる風潮もあるので、本稿では、一時当該少年の弁護人であった今枝仁氏に倣って）この少年をF君、もしくはF少年と記載する。

- 2 犯行当時少年（20歳未満）であったことから、F少年は山口家庭裁判所に送致された。

しかし、山口家裁は少年法第20条に則り、検察官送致（いわゆる“逆送”）し、F少年はあらためて山口地方裁判所（以下地裁と略記する）に起訴されて、第1審では2000年（平成12年）3月、無期懲役の判決が下された。被害者遺族、つまり惨殺された故弥生さんの夫であり、故夕夏ちゃんの父である本村洋氏の「司法に絶望した。早く被告人を社会に出して欲しい。私がこの手で殺す」という談話とともに、マスコミで大きく報道された。

検察側は、第1審（地裁判決）の量刑を不当として広島高裁に控訴。この事件（被告）を巡る裁判は、さらに審理を重ねられ2002年（平成14年）3月に、広島高裁は無期懲役の1審判決を支持して「更生の可能性がないわけではない」と検察側の控訴を棄却した。

- 3 この時点まで、F少年は、自ら起こした犯罪行為、つまり本村弥生さんを強姦目的で襲い拒否抵抗されたため殺害し、さらに、傍らにいて泣き叫ぶ生後11ヶ月の幼児であった夕夏ちゃんも殺害したことを認めていた。（その後も、行為自体については、自分がやったことであることは否定していないが、その動機や行為の意味について、最高裁での弁護団を通じての主張、あるいは広島高裁での差し戻し審における被告人質問の陳述や弁護団を通じての証言の中で変化が見られる。また、弁護団は少年の行為を認める陳述は警察・検察の誘導によるものとしている。）

これについて、一部では、最高裁での審理段階で構成された弁護団が、死刑制度反対の立場にある弁護士等から構成されていたため、弁護団がF少年の供述を誘導したという見方がなされた。実際この事件（少年）を弁護し、極刑を免れるためには行為自体は取り消すことができないので、その動機や経緯について、一般からは“現実離れ”している、あるいは荒唐無稽と受け止められようとも、たとえば「ドラえもんが何とかしてくれると思った」とか（死姦について）「生き返らせるための儀式だった」という発言を法廷で引き出さざるを得なかったかと思う。かつ一方で、一般の見方もそうであったが、F少年自身、最高裁で2審判決が破棄差し戻された時点で、死刑判決がなされることは非常に高い確率で予想され、それがこの少年の陳

述を、今までは表明されていなかったものに変遷した可能性も否定できない。

ただ、警察での取り調べと検察官の調べを除けば、もしかしたら最初に少年がところを開いて自分の行為を振り返り説明したと思われる家庭裁判所調査官との面接調査の際にどのように述べていたのか、家裁の資料は非公開であるので、知るよしもない。

4 この事件については、いくつもの例外的なエピソードが付随している。

たとえば、1審の地裁での判決後、この少年が友人に送ったとされる「(どうせ俺は無期懲役で)5年+仮で8年は行くよ。どっちにしてもオレ自身、刑務所のげんじょーにきょうみあるし、速く出たくもない。」「7年そこそこで地表にひょっこり芽を出すからよろしくな」というような、まったく反省・改悛していないと思われるような手紙が、2審の検察側証拠として提示され、マスコミ報道された。これは、遺族の感情を逆撫でするのみならず、一般市民の感覚からしても、“とんでもない奴”“許せない”という世論を沸騰させることとなった。

当然、このものの性質からして、これを受け取った友人(あるいは知人)が公にしたものであるが、このような形で、1審判決後の被告人の心情が明らかにされることは、極めて希なことと思う。

また、事件が最高裁に係属した際、弁論期日に弁護団が欠席するという椿事も起こった。

これについては弁護団の事情や、法手続など裏の経緯があるのかとも思われるが、かねてマスコミが注目していた事件でもあり、遺族である本村洋さんの「遺族としてこれほどの屈辱を味わったことがない」というコメントとともに大々的に報道され、世論は一気にF少年の弁護団と、ひいてはF少年自身に対する否定的感情を高めた。

さらに、この弁護団に対して、2007年5月27日放送、大阪よみうりテレビ制作のTV番組「たかじんのそこまで言って委員会」において、橋下徹弁護士(現大阪府知事)が「もし許せないと思うなら、弁護団に対して懲戒請求を掛けてもらいたい」と発言するという一件があった。これを受けて、当時のF少年の弁護士らに対して、4,000件以上の懲戒請求が弁護士会に申し立てられ、これに対して当の弁護士らのうち4人から、橋下氏に対して「営業妨害による損害賠償請求訴訟」が提訴された。

かくして、この事件については、マスメディアの報道をいやが上にもかき立てる結果となり、冒頭の広島高裁による差し戻し審判決へとつながっていくのである。

II 被害者遺族の感情

犯罪における被害者の感情は、刑事裁判において量刑を決める上で、重要な意味を持つ。

つまり、犯罪行為に対して、被害者が寛恕(=許して)いるかどうかである。筆者は弁護士でもなければ、家裁に勤務していたとは言え、地裁の刑事事件については鑑定人としての関与経験しかないが、多くの窃盗事件などで、被告の弁護人は、被害を弁済し寛恕の意を書面にして裁判所に提出し、減刑を求めるといのが常套手段であるように思う。

しかし被害が金銭的なものであったり、傷害事件等であればその弁護策もあろうが、こと人命に関わるものであれば、被害者遺族の“寛恕”は到底得られるものではなからう。

ましてや、本件のように、被害者に何の落ち度もなく、おそらくは犯人の身勝手な欲望の犠牲になり、その殺害方法も残酷で、さらに、上記のように憎い犯人は「どうせ無期懲役なら数年で仮出所できるだろう」とうそぶいているという状況下にあっては、いな、仮に犯人が芯から反省し後悔謝罪していたとしても、とうてい許せるものではないと思う。

よく引き合いに出されるたとえではあるが、仮にあなたや貴方の家族がそのような被害にあったとすれば、あなたはその犯人をどうしますかと問われれば、やはり「八つ裂きにしても飽き足らない」「極刑を求める」としか応えられないだろう。

我が国の刑法は、私的報復を認めていない。その代わりに、検察官が公益の代表として、被告人を糾弾し、法に則って被告人（犯人）を訴追する制度になっている。しかし、遺族感情としては「仮に自分が法に従って処罰されることになろうとも、犯人を許せない。自分の手で制裁を加えたい」と考えるのが自然だろう。

ただ、法治国家としては、私的制裁を認めると、“目には目を…、歯には歯を…”を許すことになり收拾がつかなくなる。そこで、前述のように、検察官が被害者（あるいは被害者遺族）になりかわって、法に基づいて求刑・指弾する制度になっている。

しかし、従前の裁判制度が、判例を重視し、とりわけ刑事裁判の量刑においては、自ずから一定の基準ができあがり、個別の事情等より公平性、均衡が求められてきたこともまた事実であろう。

たとえば、巷で「人を三人殺せば死刑」と言われたり、覚せい剤使用事件でも、初犯は執行猶予で2回目から実刑というような憶測を生じさせている。

これは、裁判官が裁判を司るという制度下にあつて、個別の裁判官によって量刑が大きく食い違ったり、印象や感情によって判決が恣意的になされることを回避するという意味でも、一定の意味があるのかもしれない。

しかし個々の事件の当事者にとっては、基準や前例（判例）は、あくまでも一般論であり、自分にとってかけがえのない大切なものを理不尽にも奪われた悲しみや苦しさ、憤りは、仮に犯人を八つ裂きにしても癒されるものではない。

テレビや新聞を通して拝見する本件被害者の遺族、本村洋氏は、筆者から見て非常に冷静（…というのは失礼かもしれないが）で、自身を統制しておられるように見えた。

本件の場合、検察が“量刑不当”を理由に控訴・上告を重ねていることは、当然社会的公益を守ることを前提としつつ、被害者遺族の心情にも配慮し、遺族の代弁者としての責務も果たしていたものであろう。それでもなお、遺族の心の傷は癒されることはなく、失ったものは返ってこない。

論を一般論に戻して申し訳ないが、一般に犯罪被害者の心の傷は、長い時間を掛けてもなお癒されないものがあろうし、親族・友人・臨床心理士等の周囲のものが“お話を聞いて”解決するというような簡単なものではないと考える。ただ、当事者以外のものができる唯一のことは、まさにその人の立場に立って、その人の身になって、その人の悔しさや、やりきれない憤りを共有することではないだろうか。とは言え、“その人の身になる”ということ自体が、所詮、無理というほかはない。あとは、信仰の如何に関わらず、祈ることだけではないだろうか？ 心理学あ

るいは精神医学的立場から論じると、個々人のなかの喪の仕事（小此木啓吾著「対象喪失——悲しむということ」1979年 中公新書）によることになるのであろうが、いまここでそれを引き合いに出すのは軽きに失すると思う。

Ⅲ 社会的背景と本件裁判経過が社会に及ぼした影響

本件裁判経過が社会的注目を集めた背景として、一つには今まであまり注目されなかった被害者遺族の立場を守る社会的要請と、来年（2009年）5月から実施予定の裁判員制度があると考えられる。

裁判員制度は、従前（職業）裁判官が行ってきた刑事裁判のうち、一定の要件を満たす事件について、一般市民から選ばれた裁判員を裁判手続きに参加させ、有罪無罪の判決や量刑の評定に関わらせる制度である。

成人であれば、国民の誰もが、否が応でも裁判手続きに加わることになり、刑事裁判への関心が高まっている。

「もし自分がこの裁判に関わることになれば」という興味関心をかき立てた面もある。

被害者遺族の権利保護に関しては、ここ数年、意識の高まりを見せていた。

とりわけ少年審判については、少年保護のため、審判手続きが非公開であり、少年の氏名すら匿名でしか報道・公開されない制度下であって、たとえば「うちの子がなぜこんな理不尽な殺され方をされなければならなかったのか知りたい」という遺族の要望を受け、少年法・少年審判規則においても、事件の関係人に対する処分結果等の通知や記録の閲覧謄写、意見陳述権等を新たに定めた。また実務上も、事件被害者に対する“被害者調査”（警察から事件送致後の被害者の被害程度や被害者感情の調査）がなされるようになっていく。

しかし、同時に、少年保護と相容れない事態が起こっていないわけではない。たとえば、少年院に収容中の少年に対して巨額の慰謝料請求がなされ、もちろんこれは事件を惹起した少年に対してはきわめて当然のことであり、自分のしたことに対する責任を取らさなければいけないのは当然前のことではあるのだが、少年院に入って更生教育を受けている少年が2,000万や3,000万円の請求がなされると、少年が平穏でいられるはずはない。

未成年の少年が引き起こした事件の結果には、保護者である親も連帯責任を問われるが、この請求により、親子関係も悪化する場合がある。いわく「あんな奴はうちの子ではない。」

“償い”は必要であり、たとえ未成年の少年であっても、自らが惹起した結果に対しては単に反省したり後悔したりするだけではなく、被害者やときとしてはその遺族に償いをすることは更生上も重要なことである。実際、少年院等においても「つぐない」をテーマに矯正教育が試みられている。

その教育方法や矯正教育における位置づけは、今後の課題であろう。

Ⅳ 被告人について

F君は、取り返しのつかない事件を引き起こした。二人の何の罪もない人間を、死にいたらしめ、残された遺族を不幸のどん底に突き落とした。とは言え、彼自身決して幸福な家庭に育ってきたわけではない。新聞報道等によれば、この少年は幼いときから実父に虐待され、殴る蹴るの暴力を受けて育ってきた。さらに、Fが中学時代、同居していた実母が自殺し、その後父親が外国人女性と再婚したため、継母と同居していたという。

実母の自殺については、詳しい情報は得られないが、おそらくは夫（Fの父親）の家庭内暴力や横暴がその原因にあったものと推測する。また、実母の縊首による自殺体をこの少年が見ていたということも、Fの人格形成に大きな影を落としていることは確実である。

この少年については、法医学鑑定のほか、関西学院大学の教授（精神科医）と日本福祉大学の教授（司法福祉・犯罪心理）が精神鑑定及び情状鑑定を行っている。

それによれば、この少年は著しく精神的に未発達であり、かつ対応能力が欠如しているため、予想外に拡大してしまった事件であるとされている。（2007年／年報・死刑廃止 P.94）

すなわち、上述のような少年の養育環境にあって、精神的に未発達で「人恋しきから亡くした母親に甘える思いで被害者の背後から抱きついたところ、予想外の激しい抵抗を受けてパニック状態に陥り、被害者を制止しようとして死に至らしめたものである」という。

このように見てくると、この種事件で一般的にイメージされるような、強姦目的で部屋に上がり込み、抵抗を抑止するために殺害したという凶悪犯のイメージとはまた違ったものになる。

筆者は当然のことながらF少年に直接面接したわけでもないし、鑑定の際のテスト結果等を見る機会も得ていない。しかし、この少年の家庭環境・生育状況・本件に至る経緯を複数の資料を繙く限りにおいて、この少年が18歳1ヶ月（犯行当時）という年齢にあっても精神的に暦年齢よりも未熟で、愛情飢餓状態にあったことは想像に難くない。

Ⅴ 死刑判決について

少年法によれば「罪を犯すとき18歳に満たないものに対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科する」（第51条）と規定されている。これに従えば、F少年は行為時18歳と1ヶ月であり、法的には死刑も選択されることはもちろん可能である。

一方で、少年に対する死刑判決については、“永山基準”なるものがあった。これは、1968年10月から11月にかけて、東京都区部・京都市・函館市・名古屋市において発生したピストルによる連続射殺事件の犯人である永山則夫（事件当時19歳）の裁判において、最高裁が無期懲役の2審判決を破棄した際に示した次の9項目の死刑適用基準である。

すなわち（1）犯罪の性質、（2）動機、（3）態様、特に殺害方法の執拗（しつよう）さや残酷さ、（4）結果の重大さ、特に殺害被害者数、（5）遺族の被害感情、（6）社会的影響、（7）犯人の年齢、（8）前科、（9）犯行後の情状等を考慮し、刑事責任が極めて重大で、罪と罰の均衡や犯罪予防の観点からやむを得ない場合には、死刑の選択も許されるとした。（永山則夫元死

刑囚については、1997年8月刑が執行された。）

この事件で永山則夫は横須賀のアメリカ海軍基地から盗んだピストルを使って、次々と4人の被害者を射殺した。永山事件について、最高裁の判断の根底にあったのは「原則は無期懲役、死刑は例外」の考えだったと思う。今回の山口光市母子殺害事件も、第1審、2審の判決はこれに沿う形で死刑を回避した。

しかし最高裁はF少年について、これらは「死刑を回避する十分な理由にならない」と審理のやり直しを求めた。これは、遺族感情をより重視する立場と、死刑を例外としないという姿勢を打ち出したもので、永山基準の大きな転換とも言える。

VI まとめと所感

本件の論考を進めるにあたって、永山事件の資料も繙いてみたが、彼は極貧の家庭で成育し、両親の愛情も受けられない不幸な家庭環境の中に育ったが、最高裁の判決の中では「(彼の)兄弟姉妹たち7人は犯罪者にならず真面目に生活していることから、生育環境の劣悪性は則夫が4人連続殺人を犯した決定的な原因とは認定できない」と判断されている。最近起こった秋葉原連続殺傷事件の犯人も含めて、この種の重大事件が起こったときにはよく「家庭環境が劣悪であっても兄弟姉妹は非行に傾いていない」あるいは「同じように不遇な環境にあっても立派に社会生活を営んでいる人はいる」という意見を耳にする。

たしかに、その見方にも一理はあると思うが、兄弟の中で誰かがスケープゴートになることで、他の家族員が救われることも家族療法の立場からは常識になっている。また、同じような境遇であっても、それこそ、個別的なタイミングや成り行きから、大きく逸脱してしまうことがあることもまた事実である。それによって、個人の責任を軽減されるものではないが、少年法の精神は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年(中略)について特別な措置を講ずることを目的とする」(少年法第1条)のものであり、少年個々人の生育環境や家族環境、それぞれの更生可能性を最大限追求していくものでなければならぬと考える。

もっとも、本稿の中心テーマである光市母子殺害事件に関しては、最初の段階で「保護処分になじまない」「刑事処分相当」と判断され、少年法の傘の下から除外されているものであるが、この事件の結果の重大さから当然の経緯であったとはいえ、少年事件あるいは同種重大事件に対する厳罰化の傾向をいっそう進めたものと言えるだろう。

今回、被害者遺族の冷静で真摯な発言・意見表明により、裁判制度が、被害者感情へのよりいっそうの配慮を促し、被害者あるいは被害者遺族の権利擁護の施策を推進したことも、社会的に評価されるものである。

しかし一方で、この傾向が非行した少年に対する保護的な措置を軽んじるものになれば、少年法の精神が歪められることになることも危惧される。

必要であるのは、家庭的に不遇で、愛情が充足されていない未成年者を早期に発見し、重大な事件、取り返しがつかない結果を及ぼす前に、当該少年を保護し、適切な措置を講ずることであ

ろうと考える。理想論・夢物語、あるいは観念論とのそしりを恐れずに論をまとめると、地域や学校、児童相談所などの公的機関が一人一人の子どもに注意を向け、一軒一軒の家庭に対する関心を注ぐこと、司法機関が少年法を熟知理解した上で、少年が発する信号を見落とさず、できる限り早期に、子どもたちの健全育成にその力を注ぐことが求められる。(以上)

謝 辞

そもそも筆者が本稿をまとめる必要性を思い立ったのは、筆者のゼミに所属する学生の研究発表に刺激されてのことである。その機会を与えてくれた4回生の鬼塚恵莉佳、3回生の久山絢野両氏に感謝したい。

また、この種の論考にあたっては少年事件であるが故の制約も大きく、報道されない情報や逆に信頼性の乏しい流言飛語のたぐいの情報が散乱する。本稿の執筆にあたっては、下記の今枝仁弁護士（広島高裁での破棄差し戻し審の途中まで、F少年の弁護士として、本人にも何度も面接され、信頼性も高い。）の著書を参考にさせてもらった。ここに改めて感謝する。

参考・引用文献

- ・今枝 仁（弁護士）：「なぜ僕は「悪魔」と呼ばれた少年を助けようとしたのか」
(扶桑社、2008年4月刊)
- ・野田 正彰ほか：「あなたも死刑判決を書かされる（年報・死刑廃止 07年）」
(インパクト出版会、2007年10月刊)
- ・「橋下弁護士VS光市裁判被告弁護団（一般市民が見た光市母子殺害事件）」
(Studio Cello、2007年11月刊)